

居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

第1条 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 久遠会 (くおんかい)
- (2) 法人所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り 535番5
- (3) 電話番号 042-556-2311
- (4) 代表者名 理事長 奥井 重徳
- (5) 設立年月日 平成10年8月7日

第2条 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 医療法人社団 久遠会 居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター
(事業所番号 1372801595)
- (3) 事業所の所在地及び電話番号 東京都青梅市友田町3丁目136番地1 電話: 0428-25-1163
- (4) 管理者氏名 久保 朝子

第3条 事業の目的及び運営の方針

第1項

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

第2項

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

第3項

利用者の選択を尊重するとともに特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう中立公正な立場でサービスを調整します。

第4項

関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第4条 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から土曜日までです。(ただし12月31日から1月3日までを除く)

営業時間は午前9時00分～午後5時00分

上記の営業日、営業時間のほかは携帯電話(080-8120-8422)で24時間連絡を受け付けており、必要に応じて指定居宅介護支援を行っております。

第5条 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者：1名以上（兼任）
- (2) 主任介護支援専門員：常勤専従1名以上
- (3) 介護支援専門員：常勤専従1名以上

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容

第1項

事業所の介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行います。その課題に基づき居宅サービス計画を作成します。課題の分析には居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いて書式化します。

第2項

利用者は居宅サービス計画書原案に位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・ 当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能です。

第3項

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し結果を記録します。

第4項

必要に応じサービス担当者会議を開催します。

第5項

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者との合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6項

居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

第7項

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へお伝え下さい。

第7条 給付管理

事業所は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し国民健康保健団体連合会に提出します。

第8条 要介護認定等の申請援助

事業所は利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な援助をします。

第9条 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。（法定代理受領により介護保険から事業者に対して支払われます）ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が事業所に支払われない場合は、別紙の利用料金をお支払い下さい。尚、制度改正等で金額に変更がある場合は別紙での同意とさせていただきます。

また、後述 10 条の「通常の事業の実施地域」以外の地域の方からの依頼については、交通費実費の負担をお願いします。

第10条 通常の事業の実施地域

青梅市（御岳山を除く）、羽村市

上記以外の地域については応相談となります。

第11条 事故発生時の対応

第1項

事業所は、万全の体制で居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご家族および市町村等に連絡します。

第2項

事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。

第3項

利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

第4項

その事故の原因を解明し、再発防止策を講じます。

第12条 業務事業計画の策定

第1項

事業所は非常災害時、感染症、その他緊急事態においても必要な介護サービスを提供するため、業務事業計画を策定し、遂行することが出来るよう定期的に研修、訓練を実施します。

第2項

また、感染予防、蔓延防止のための対策を講じる委員会を設置し、介護支援専門員に周知、研修及び訓練を定期的に実施します。

第13条 高齢者虐待防止

第1項

事業所は利用者の人権擁護、虐待防止の視点から、虐待の発生を防止するための委員会を設置し、指針の整備、研修の実施、担当者を管理者に定め、介護支援専門員に周知します。

第2項

身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の様態、心身の状況並びに時期、及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

第14条 職員の資質向上

事業所は下の研修へ参加や取り組みを通じ、職員の資質向上および業務改善に取り組んでいます。

- (1) 採用時研修 … 採用時に実施
- (2) 自治体主催または職能団体主催の研修会 … 適宜参加
- (3) 介護保険の関連情報等を活用し、P D C Aサイクルの構築・推進する

第15条 地域ケア会議における関係機関への情報共有

第1項

介護保険上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供依頼があった場合にはこれに協力するよう努めます。

第2項

主任介護支援専門員の参加依頼があった場合には、これに参加協力するよう努めます。

第16条 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。また事業所の職員ではなくなった後においても同様です。

第17条 ハラスメントへの取り組み

第1項

事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する視点から、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。

第2項

利用者、家族または身元保証人等が当事業所の介護支援専門員、その他関係者に対して行う暴言、暴力、誹謗中傷、精神的苦痛を与える迷惑行為、セクシャルハラスメント行為を禁止とします。その他、著しく常識を逸脱した行為を行った場合はサービスの利用を一時中止、及び契約を破棄させていただく場合があります。

第3項

ハラスメントとは、相手が不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるとします。

第18条 苦情処理の体制

事業所に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供されている各サービスに関する相談・苦情を受け付けております。苦情には迅速丁寧に対応いたします。

(1) 当事業所の苦情受付（担当者：久保 朝子）

居宅介護支援専門員 0428-25-1163

西東京ケアセンターの代表電話番号 0428-25-1171でも受け付けます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青梅市 健康福祉部 介護保険課 0428-22-1111

羽村市 福祉健康部 高齢福祉介護課 042-555-1111

福生市 福祉保健部 介護福祉課 介護保険係 042-551-1764(直通)

あきる野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 042-558-1111

日の出町 いきいき健康課 介護保険係 042-597-0511

国民健康保健団体連合会 03-5326-2611

第19条 第三者評価

第三者評価とは、一定の評価項目について第三者の目から客観的見た評価結果を、ご利用者の説明やインターネットなどで幅広く利用者や事業者に公表する制度です。実施および開示は任意であり、事業所では現在実施しておりません。

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り 535番5
名 称 医療法人社団 久遠会

事業所 所在地 東京都青梅市友田町3丁目136番地1
名 称 居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター

説明者 氏名 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____ 続柄 _____

代理人 氏名 _____ 続柄 _____

令和6年11月1日 改訂

個人情報保護方針

医療法人社団 久遠会 居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター（以下、事業所）は、個人情報保護が課題であると深く認識しております。事業所が行う居宅介護支援サービス（以下、介護サービス）を提供するにあたり、利用者が安心して頂けるように個人情報保護法に則り、以下のとおり利用者の個人情報に関する方針を定め、個人情報保護に万全を尽くして参ります。

第1項 適用範囲

本方針は、事業所の居宅介護支援サービス行うにあたって、利用者及びその家族の個人情報を対象と致しております。

第2項 個人情報の利用目的

利用者及びその家族から収集した個人情報は、以下の目的で利用致します。

- ・ 介護サービス等を提供するため。
- ・ 介護サービス等を提供するために、他の事業所との連携、照会のため。
- ・ 介護保険等の事務を行うため。
- ・ 介護老人福祉施設の利用申し込み支援や入院先との調整のため。
- ・ 利用者からの相談や問い合わせに応じるため。

第3項 個人情報の収集

事業所が介護サービス等を行う場合に、対面・書面・口頭にて利用者及びその家族の個人情報を収集致します。又、利用者の介護サービス等を行う他の事業所から、情報を収集する場合があります。

第4項 個人情報の第三者提供

利用者の介護サービス等の提供を円滑最適に行うために、サービス担当者会議・介護老人福祉施設の申し込み等で必要に応じて、個人情報の一部又は、全部を提供することがあります。この場合利用者及びその家族の個人情報を用いることへの同意を予め文書で頂いた上で行います。（本方針に対する同意のこと）

しかし以下に示す項目のような場合には、利用者及びその家族への通知や同意を得ずに第三者に提供することがあります。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害される場合・国の機関等への協力が必要な場合

第5項 個人情報の安全管理

事業所は、個人情報の正確性及び安全性を確保するために、適切な情報セキュリティ対策を実施し、個人情報を紛失・破壊・改ざん・漏洩・不正アクセスから保護し適正に管理致します。

第6項 関連法令への遵守

事業所は当サービスに適用される個人情報保護に関する法令及び厚生労働省が定めた個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン等を遵守致します。

第7項 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止

利用者及びその家族から個人情報の開示・訂正・削除の要求があった場合には、利用者及び代理人の確認をさせて頂いた後に対応させて頂きます。

第8項 問い合わせ先

本方針に関するご意見やご要望といった相談に関する窓口として、下記を設置しております。

医療法人社団 久遠会 西東京ケアセンター

担当：事務長 伏見 和博

電話：0428-25-1171

上記の個人情報保護方針について説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 続柄 _____

ご家族 氏名 _____ 続柄 _____